令和９・１０・１１年度

吹田市学校給食用物資
納入事業者登録に係る申請要領

令和８年(２０２６年)１１月

１　概要

（１）学校給食の意義、役割

学校給食は、栄養のバランスがとれた多様な食事を提供することにより、児童の体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っています。

〇学校給食の目標（「学校給食法」第２条）

ア　適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

イ　日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

ウ　学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

エ　食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

オ　食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

カ　我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

キ　食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（２）吹田市の小学校給食の概要

ア　学校数

吹田市立小学校　３５校

イ　給食回数及び喫食数

約 196回／年　　約 22,000 食／回

ウ　献立

統一献立を作成し、原則として全校で同じ給食を提供しています。

エ　調理方式

各小学校に設置された給食調理場で直接調理を行う「自校調理方式」により提供しています。

２　登録制度の概要

（１）登録制度

ア　本制度は、小学校給食用物資納入事業者を登録する制度であり、吹田市立小学校へ給食用物資の納入を希望する場合は登録申請が必要です。

イ　申請書類を受領後、市が申請内容を審査し、登録を認められた者（以下「登録者」という）は、登録名簿に登載します。登録者は市が給食用物資を発注するに当たっての事業者選定の対象としますが、登録によって発注を約束するものではありません。

ウ　給食用物資の発注から支払までの事務は、吹田市財務規則に則ったものになります。

（２）登録の流れ

ア　申請

登録を希望する方は、「吹田市学校給食用物資納入事業者登録申請書」及び申請に必要な添付書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

申請書類の受付後、不備等があった場合は、担当者にご連絡しますので、速やかに申請書類の修正や追加提出をしてください。

イ　審査

提出のあった申請書類により、登録基準を満たしているかを確認します（登録基準は、本要領３ページに記載しています。）。

ウ　審査結果

審査の結果については、申請者に対し通知します。登録名簿については年度当初にホームページに掲載します。

（３）登録者の取扱い

登録者の中から取扱食材、品質、価格等により、物資の発注先を選定します。

（4）登録後の手続等

ア　申請事項の変更

申請書類提出後に、申請事項（登録内容）に変更があった場合は、速やかに吹田市教育委員会事務局学校教育部保健給食室までご連絡ください。

イ　登録の取消し

物資の納入に際し、内容、品質、量目等に違反している、又は当申請要領から逸脱しているなど、吹田市学校給食用物資納入事業者として不適当であると認められるときは、登録を取り消し、又はその効力を停止します。

（5）登録基準

ア　学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法令及び諸規定を遵守していること。
イ　厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理を行っていること。
ウ　吹田市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日、時間及び場所に納入できる配送能力を有していること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
エ　製造、加工及び配送に携わる従業員全員の検便を１か月に１回以上実施し、市の求めに応じて検査結果を報告すること。
オ　所管保健所等の食品衛生監視票の評点が 70 点以上であること。
カ　市の随時の立ち入り検査について、速やかに応じることができること。
キ　吹田市入札参加有資格者名簿に登載されている、又は登録申請中であること。

（6）登録の有効期間

登録の有効期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとします。

３　申請手続

（１）提出書類

書　類　名		備　考
申 請 書		吹田市学校給食用物資納入事業者登録申請書
添付書類	⑴営業許可証の写し	納入予定給食用物資に係るすべての許可書の写し （食品衛生法に基づく許可を有する業種のみ該当）
	⑵食品衛生監視票の写し	監視年月日が申請日前１３か月以内のもの
	⑶営業所、工場、倉庫の平面図	令和８年度登録者は提出不要です。
	⑷その他市長が必要と認める書類	必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

（2）納入希望の品目について

以下の取扱区分及び物資例を参考に、申請書の納入希望品目区分にチェックを入れてください。
（複数選択可）

取扱区分	物資例
A　穀類	米類・冷凍パン・乾麺・パスタ類・粉類（小麦粉・澱粉等）
B　乾物類	豆類・高野豆腐・ひじき・切干大根・干し椎茸・ごま・削り節・煮干し・パン粉等
C　青果類	野菜・果物・いも・きのこ等
D　魚介類	魚類・藻類・貝類等
E　水産練り製品類	かまぼこ・ちくわ等
F　肉類	畜肉類・鳥肉類
G　肉加工品類	ハム・ソーセージ・ベーコン等
H　卵	鶏卵
I　乳製品類	ヨーグルト・バター・チーズ・生クリーム等
J　菓子類	ゼリー・ケーキ等（冷凍含む）
K　調味料・油脂類	砂糖・塩・醤油・味噌・酢・カレー粉・油類等
L　調理用酒類	料理酒・みりん
M　冷凍食品	加工調理された冷凍食品全般
N　常温品	缶詰・レトルト全般 （果物缶詰・ツナ・うずら卵・こんにゃく・果汁・豆乳・ブイヨン等）
O　添加物	ジャム・ふりかけ・ドレッシング等

（３）給食用物資の規格等

給食用物資の納入・規格基準は、市長が別に定める規格基準を満たすものに限られます。この際、商品サンプル、細菌検査結果、原材料配合表、栄養分析表、栽培記録、流通経路等を確認しています。

（４）提出期間

令和８年 11 月１３日（金）から１１月３０日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※受付時間は、午前 10 時から午後５時まで （正午から午後０時４５分までを除く。）

（５）提出先（問合せ先）

〒564-0027
大阪府吹田市朝日町３番４０１号
吹田市教育委員会事務局
学校教育部保健給食室
TEL　06-6155-8153
FAX　06-6383-6017

（６）提出方法

前記（５）の提出先に持参するか、郵送でご提出ください。郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで、令和８年１１月３０日（月）午後５時までに到着するようにお送りください。